

障害者文化芸術活動推進有識者会議 設置要綱

1. 趣旨

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第 20 条第2項の規定に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るに当たり、学識経験者から意見を聴くため、障害者文化芸術活動推進有識者会議(以下「有識者会議」という。)を設置する。

2. 構成員及びオブザーバー

- (1) 構成員及びオブザーバーは、別紙のとおりとする。
- (2) 有識者会議に座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (4) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招へいすることができる。

3. 構成員の委嘱期間

委嘱の日の翌年度末とする。

4. 事務局等

- (1) 有識者会議は、文化庁文化部長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が、有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 有識者会議の庶務は、文化庁文化部芸術文化課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室において行う。
- (3) 有識者会議は、原則として公開とする。